

京都市職員共済組合公告第10号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成19年3月26日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第35条中「1,000分の1.1875」を「1,000分の1.825」に、「1,000分の0.95」を「1,000分の1.46」に改める。

附則第2項中「1,000分の0.95」を「1,000分の1.46」に改める。

附則第6項中「平成18年度」を「平成19年度」に、「889円」を「1,377円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 3 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成19年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)